

三木町監査委員告示第2号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和7年度財政援助団体等監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和8年10月6日

三木町監査委員 太田 一 司

三木町監査委員 安 西 進



令和7年度

財政援助団体等監査結果報告書

三木町監査委員

令8発三監第20号
令和8年10月2日

三木町長 伊藤良春 殿

三木町議会議長 市原信夫 殿

三木町監査委員 太田 一 司



三木町監査委員 安西 進



令和7年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき令和7年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を報告します。

令和 7 年度財政援助団体等監査報告書

1 監査の対象

令和 7 年度において補助金等の交付を受けた下記の団体について監査を実施した。

財政援助団体等

三木町商工会

2 監査の実施日

令和 8 年 9 月 1 7 日（木）

3 監査場所

三木町役場 3 階 3 0 3 会議室

4 監査の目的

補助金等の交付を受けた団体等の事業の執行状況、当該補助等事業が目的に従って適正に実施され、当該目的に見合う成果があったか、当該補助等事業に係る指導監督、事務手続きが適切に行われたかについて監査を実施した。

5 監査の方法

令和 7 年度において実施した事務事業に関し、監査資料の提出を求め、出納その他の事務について、諸帳簿・書類等の調査・照合を行い、さらに関係者から説明を聴取した。

6 監査の結果

財務に関する事務についての監査の結果は、次のとおりである。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上留意すべき軽微な事項については、担当職員に対して改善を要望したので記述を省略した。

団体等名称	三木町商工会
主管課	地域活性課
監査対象業務	補助金名 商工振興事業費補助金 補助金額 10,200,000円 事業内容 ①都市部の賃上げ加速や国内投資の活性化により、雇用や所得環境も改善されつつあり、世界的な物価上昇の影響を受けながらも、景気は緩やかに回復している。 しかしながら、地方では少子高齢化や人口減少に伴う地域経済の縮小が続き、中小企業・小規模事業者は売上の確保も難しく、エネルギーや原材料の価格上昇分を価格転嫁することも困難なうえに賃上げへの対応など、厳しい経営環境下に置かれている。 このような中、事業者への相談や各種支援施策の活用を促すべく、中小企業診断士を配置し支援体制の充実を図るとともに、新しいデジタル関連技術である生成AIの活用セミナーを開催するなど環境変更への対応について支援を行った。 ②支出決算額は6,756万3,108円で、主なものは、経営指導員2名、経営支援員3名の人件費が3,069万8,488円、経営改善普及事業指導事業費1,344万2,269円、地域総合振興事業費949万9,711円、管理費が886万9,286円である。収入としては、県連交付金が3,266万円余、町補助金が1,020万円、全国連助成金が181万円余である。 三木町いけのべ七夕まつり ①第74回三木町いけのべ七夕まつりは、実行委員会の主催により8月2日・3日の2日間で開催した。香川県ガールズユニットや高松よさこい連などが会場を盛り上げ、多くの人で賑わった。 ②支出決算額は345万1,684円で、主な支出としては警備費が63万9,200円、パンフレット印刷費が41万6,053円、花火代が75万円である。主な収入としては、町補助金が220万円、パンフレット協賛金や屋台村出店料など110万円余である。
監査結果	①補助対象事業については、それぞれ目的に沿って適切に実施していることを確認した。 ②収入・支出に関する事務処理は適正になされていた。 ③中小企業・小規模事業者への経営全般にわたる相談や支援等について、今後とも、きめ細かく対応され町内産業の活性化に寄与できるよう努められたい。